

令和6年第4回

鳥取市選挙管理委員会議案

日 時 令和6年3月24日（日）午前9時00分
場 所 鳥取市役所本庁舎4階 会議室4-1

会 議 日 程

1 開 会

2 付議する議案

議案第27号 随時抹消者の決定について

議案第28号 専決処分事項の報告及び承認について

3 その他

4 閉 会

議案第27号

随時抹消者の決定について

令和6年3月24日現在で、公職選挙法第28条の規定により、抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和6年3月24日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

- 1 公職選挙法第28条第1号の規定に基づき抹消すべき者
男 58人 女 60人 計 118人
- 2 公職選挙法第28条第2号の規定に基づき4ヶ月経過後に抹消すべき者
男 20人 女 11人 計 31人
- 3 公職選挙法第28条第3号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし
- 4 公職選挙法第28条第4号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし

提案理由

公職選挙法第28条の規定による抹消すべき者を決定するためである。

議案第28号

専決処分事項の報告及び承認について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項及び鳥取市選挙管理委員会規則（昭和37年鳥取市選挙管理委員会規則第1号）第17条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同令第137条第2項及び同規則第17条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年3月24日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

提案理由

投票管理者並びに期日前投票所の投票管理者及び投票管理者を代理すべき者の一部を変更する必要があったが、急施を要し、委員会を招集する暇がなかったので専決処分をしたものである。

専 決 処 分 書 (2 8 - 1)

投票管理者の変更について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 3 7 条第 1 項及び鳥取市選挙管理委員会規則（昭和 3 7 年鳥取市選挙管理委員会規則第 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 3 日専決

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

令和 6 年 3 月 2 4 日執行の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における投票管理者の一部を次のとおり変更する。

	投票区	投票所名	住所	氏名
変更前	3 5	国際交流プラザ	鳥取市	守山 信敏
変更後			鳥取市	太田 潤一

専 決 処 分 書 (2 8 - 2)

期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の変更について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項及び鳥取市選挙管理委員会規則（昭和37年鳥取市選挙管理委員会規則第1号）第17条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月19日専決

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

令和6年3月24日執行の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者の職務を代理すべき者の一部を次のとおり変更する。

1 投票管理者

青谷町期日前投票所

	月 日	住 所	氏 名
変更前	3月20日(水)	鳥取市	山本 誠
変更後		鳥取市	濱崎 厚子

2 投票管理者の職務を代理すべき者

鹿野町期日前投票所

	月 日	住 所	氏 名
変更前	3月19日(火)	鳥取市	小林 克己
変更後		鳥取市	森 成大

専 決 処 分 書 (2 8 - 3)

期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の変更について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第137条第1項及び鳥取市選挙管理委員会規則（昭和37年鳥取市選挙管理委員会規則第1号）第17条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月22日専決

鳥取市選挙管理委員会

委員長 森山 慎一

令和6年3月24日執行の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の一部を次のとおり変更する。

気高町期日前投票所

	月 日	住 所	氏 名
変更前	3月22日（金）	鳥取市	蔵光 健祐
変更後		鳥取市	久野 明男

青谷町期日前投票所

	月 日	住 所	氏 名
変更前	3月23日（土）	鳥取市	清水 祐子
変更後		鳥取市	新 喜美子